

第5号議案

春日市情報基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正及び関係条例の整備に伴い、個人情報の保護に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市情報基本条例の一部を改正する条例

春日市情報基本条例(平成12年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「収集、保管及び利用等」を「保有、利用及び提供等」に、「春日市個人情報保護条例(平成18年条例第39号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び春日市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号)」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。